

(健Ⅱ608)(介170)(地541)
令和4年3月14日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤和彦
(公印省略)

バリアフリートイレに設置する呼出しボタン等の整備不良について

令和3年6月に、東京地下鉄株式会社の日比谷線八丁堀駅構内のバリアフリートイレ内で倒れている利用者が発見され、その後死亡が確認された事象が発生したことを受け、今般、国土交通省より地方運輸局等宛に別添の事務連絡がなされるとともに、本会へも周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

本事務連絡は、建築物のバリアフリートイレに設置される呼出しボタンは、高齢者・障害者等がトイレを利用する際に、トイレ内で緊急的な事態が生じたことを外部に知らせるための大切な設備であり、必要なときに機能しない事態が生じないように、以下のポイントについて日常的に維持管理、点検を適切に行っていただくようお願いするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管内郡市区医師会及び医療機関への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【同様の設備を設置する場合における確認のポイント】

- 呼出しボタン（通報装置）を押した際に管理室等に確実に通報されること
- 一定時間以上在室している場合に管理室等に通報するシステムを有するトイレについては、このシステムが機能しているかを確認すること
- 上記の設備を適切に維持管理すること。

事務連絡
令和4年3月4日

公益社団法人 日本医師会 御中

国土交通省 住宅局 建築指導課
参事官（建築企画担当）

バリアフリートイレに設置する呼出しボタン等の整備不良について
(注意喚起)

平素よりバリアフリーの推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和3年6月7日、東京地下鉄株式会社の日比谷線八丁堀駅構内のバリアフリートイレ内で倒れている利用者が発見され、その後死亡が確認された事象が発生しました。本事象発生後、同社が当該トイレの状態を確認したところ、以下の状況が判明しています。

- ① 呼出しボタン（通報装置）のブレーカーが切状態となっており、ボタンが押されても駅事務所に通報されない状態となっていた（実際に押されたかは不明）
- ② トイレ内に30分以上在室した場合にこれを駅事務室へ警報するためのケーブルが繋がっていなかった（当該利用者は入室後約7時間後に発見された）。
- ③ 2012年6月の当該トイレ供用開始前の機能確認、及び供用後の定期的な機能確認が行われていなかった。

当該事案を踏まえ、国土交通省鉄道局より地方運輸局等に対し、管内の鉄軌道事業者に対し、同様の事案を防止するための注意喚起を求める通知（別添参照）を行っています。

つきましては、建築物に設置されるバリアフリートイレにおける同様の事案の発生を防止するため、貴法人におかれては、所属会員に対して、以下の点を確認するよう注意喚起を行うなど、周知・啓発いただきますようお願いいたします。

<同様の設備を設置する場合における確認のポイント>

- ・①に関して、呼出しボタンを押した際に管理室等に確実に通報されること
- ・②に関して、一定時間以上在室している場合に管理室等に通報するシステムを有するトイレについては、このシステムが機能しているかを確認すること
- ・③に関して、上記の設備を適切に維持管理すること。

バリアフリートイレに設置される呼出しボタンは、高齢者・障害者等がトイレを利用する際に、トイレ内で緊急的な事態が生じたことを外部に知らせるための大切な設備です。他の設備を含め、必要なときに機能しない事態が生じないように、日常的に維持管理、点検を適切に行っていただくようお願いいたします。

事務連絡

令和4年3月2日

地方運輸局鉄道部長 殿

内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

鉄道局技術企画課長

バリアフリートイレに設置する呼出しボタン等の整備不良について（注意喚起）

令和3年6月7日、東京地下鉄株式会社の日比谷線八丁堀駅構内のバリアフリートイレ内で倒れている利用者が発見され、その後死亡が確認された事象が発生した。本事象発生後、同社が当該トイレの状態を確認したところ、以下が判明した（別紙参照）。

- ① 呼出しボタン（通報装置）のブレーカーが切状態となっており、ボタンが押されても駅事務所に通報されない状態となっていた（実際に押されたかは不明）
- ② トイレ内に30分以上在室した場合にこれを駅事務室へ警報するためのケーブルが繋がっていなかった（当該利用者は入室後約7時間後に発見された）。
- ③ 2012年6月の当該トイレ供用開始前の機能確認、及び供用後の定期的な機能確認が行われていなかった。

については、貴管内の鉄軌道事業者に対し、本事象について周知するとともに、以下を実施し関係する設備が機能しない事態が生じないように注意喚起されたい。

- ・①に関して、呼出しボタンを押した際に駅事務所等に確実に通報されることを確認すること。（バリアフリーガイドラインでは押したことが確認できる機能を付与するとされている）。
- ・②に関して、一定時間以上在室している場合に駅事務所に通報するシステムを有するトイレについては、このシステムが機能しているかを確認すること（本件に関するバリアフリーガイドライン上の規定はない）
- ・③に関して、上記の設備を適切に維持管理すること。

バリアフリースイッチに設置する呼出しボタン等の整備不良について

1 発生日時 2021年6月7日(月) 23時頃

2 発生場所 東京地下鉄株式会社日比谷線八丁堀駅

3 概要

駅構内巡回中の警備員がバリアフリースイッチ使用中ランプの点滅を認め、駅事務室に連絡し、同トイレの鍵を持参した駅係員と警備員で同トイレへ急行した。同トイレのドアを開錠のうえ入室したところ、利用者1名が倒れているのを発見したため、駅係員により119番、110番通報を行い、救急到着まで救命活動を行い、病院へ搬送されたがその後死亡が確認された。

4 状況

防犯カメラの映像によると、当該利用者は16時頃入室されていたが、30分以上の在室を検知し、警報を通知するシステムのケーブルが繋がっていなかったこと及び呼出しボタンを押下することで駅事務室への警報を通知する機器のブレーカーが切状態となっていたことから駅事務室への警報が鳴動しない状態であった。

5 旅客の発見までに時間を要した原因

- (1) バリアフリースイッチ内の呼出しボタンを押下することで駅事務室への警報を通知する機器のブレーカーが切状態となっていたため。
- (2) バリアフリースイッチ内において30分以上の在室を検知することによって、駅事務室に警報を通知するシステムのケーブルが繋がっていなかったため。
- (3) 2012年6月のバリアフリースイッチ供用開始前において、機能確認試験が行われておらず、また、その後の定期的な機能確認が行われていなかったため。

6 再発防止策

- (1) バリアフリースイッチ供用開始前の機能確認試験を確実に実施する。
- (2) 機能確認試験の項目に抜け漏れがないようチェックリストを作成し、同種工事においてはチェックリストを用いて確実な機能確認試験を実施する。
- (3) 定期的に設備の点検を実施する。
- (4) 駅係員等による構内巡回時の重点確認箇所(バリアフリースイッチ等)の確認を徹底する。

以上